



株式会社 昭和真空

証券コード：6384

第64回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号
もり
社のホールはしもと 多目的室
(ミウイ橋本8階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時20分まで

株主総会ご出席の株主さまへお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。感染予防の観点から、事前の書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）による議決権行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトによりお知らせいたします。

<https://www.showashinku.co.jp/>

CONTENTS

▶ 第64回定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
▶ 事業報告	12
▶ 連結計算書類	33
▶ 計算書類	46
▶ 監査報告書	57

招集ご通知

証券コード 6384
2022年6月8日

株 主 各 位

神奈川県相模原市中央区田名3062番地10

株式会社 昭和真空

代表取締役 小俣 邦正
執行役員社長

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。また、議決権の事前行使を行う場合は2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時〔受付開始予定時刻 午前9時10分〕

場所 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号

杜のホールはしもと 多目的室（ミウヰ橋本 8階）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項 報告事項 1. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.showashinku.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

日時 2022年6月23日（木曜日）午後5時20分到着分まで

2. インターネットで議決権をご行使される場合

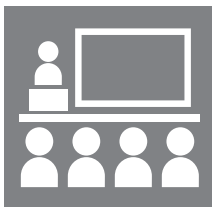


議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日時 2022年6月23日（木曜日）午後5時20分まで

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

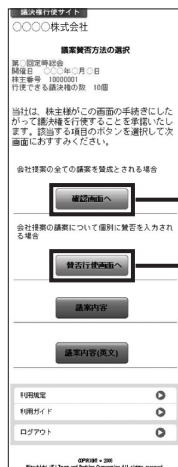


「ログイン用QRコード」はこちら

2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3

各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページの記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

以降は画面の案内にしたがって
 賛否をご入力ください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

☎0120-173-027

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1 **配当財産の種類**
金銭といたします。
- 2 **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は373,701,060円となります。
- 3 **剰余金の配当が効力を生じる日**
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、取締役の任期を1年以内に変更するものであります。ただし、2021年6月25日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第48条(剰余金の配当等の決定機関)及び第49条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第48条(期末配当金)及び第49条(中間配当金)を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は、剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	(削除)
<p>第15条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	
第16条～第21条 (条文省略)	第16条～第21条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
<p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第23条～第47条（条文省略）</p>	<p>第23条～第47条（現行どおり）</p>
<p><u>（期末配当金）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p>	
<p>（新設）</p>	<p><u>（剰余金の配当等の決定機関）</u></p>
	<p>第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p>
<p><u>（中間配当金）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第49条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p>	
<p>（新設）</p>	<p><u>（剰余金の配当の基準日）</u></p>
	<p>第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第50条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第1項、第2項および本項の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>4. 定款第22条第1項の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
あさみ ゆきひこ 浅見 行彦 1957年1月2日生	1980年4月 相模原市入庁 2011年4月 相模原市教育環境部長 2012年4月 相模原市人事委員会事務局長 2019年4月 相模原市民ギャラリー館長	— 株

新任

社外

独立

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者浅見行彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 浅見行彦氏を社外取締役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、永年公務員として培われた、豊富な経験と幅広い見識を有し、社外取締役としてふさわしいと判断して候補者としております。選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただくことを期待しております。
4. 浅見行彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。浅見行彦氏が社外取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
よこやま やすお 横山 泰夫 1951年3月1日生	1984年8月 税理士登録 横山泰夫税理士事務所開設 1990年11月 有限会社バイオレット 取締役 2021年12月 税理士法人バイオレット 代表社員(現任)	— 株
社外		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者横山泰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 横山泰夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と、豊富な経験を有し、社外監査役としてふさわしいと判断して候補者としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、その保険料を全額当社が負担しております。横山泰夫氏が社外監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響が残るものの、ワクチン接種などの感染対策と経済活動の両立が進み、欧米諸国では回復基調となりました。一方で、感染症の新たな変異株出現による感染再拡大により国や地域によっては経済社会活動が制限される時期がありました。また、資源高や半導体などの部品不足が年間をとおして継続し、期末にかけてはウクライナ情勢が世界経済に影響を及ぼし、先行き不透明な状況が強まりました。

わが国経済は、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施が長期間に渡り継続し、消費が落ち込む時期がありましたが、感染対策に万全を期したうえでの経済社会活動正常化への試みや経済対策などにより景気は持ち直しの動きが続きました。

当社グループを取り巻く事業環境を見ると、5Gの普及、自動車の電装化や自動運転技術向上、IoTで全ての人とモノがつながる社会の実現に向けた次世代通信への需要拡大、新たに創造される常識や価値観に対応するための技術革新を背景に、当社グループの主要取引先である電子部品業界の増産や次世代電子部品開発への取り組みは継続し、業界・顧客により時期や濃淡に差はあるものの年間をとおして設備投資は堅調に推移しました。

こうした環境の中、当社グループは、主要取引先の増産投資や開発投資需要を取り込むとともに、電子部品メーカーからのサンプル成膜依頼や共同開発に積極的に取り組み、既存技術応用分野及び新規市場の開拓を含めた営業活動を、感染症対策を徹底しつつ継続しました。

生産面では、高水準の受注残を背景に工場稼働は安定推移しました。輸出装置については、リモート支援方式での海外子会社による据付作業、感染症対策を徹底したうえでの国内からの据付作業員出張による納品を進めましたが、納品地における感染症対策に伴う行動制限、顧客事情などにより納品スケジュールが後倒しとなる案件がありました。また、装置製造に必要となる資機材の調達環境悪化の影響が期後半から強まりましたが、代替品への切替えも含めた対策を行い、生産への影響を最小限に抑えました。

損益面では、案件ごとの利益率向上を意識した営業活動、装置の共通モジュール部分の効率的な組立、品質管理体制強化による初期不良抑制、継続的な経費削減に取り組み、利益確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は123億45百万円（前年同期比19.0%増）、売上高は119億64百万円（同11.6%増）となりました。

損益につきましては、経常利益17億円（前年同期比15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益12億40百万円（同22.0%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

〔真空技術応用装置事業〕

真空技術応用装置事業の受注高は104億5百万円（前年同期比21.9%増）、売上高は100億23百万円（同12.9%増）、セグメント利益は24億50百万円（同19.4%増）となりました。

業界別の状況は以下のとおりです。

（水晶デバイス装置）

水晶デバイス業界では、期初から国内外のデバイスメーカーの活発な設備投資の動きが続き、周波数調整工程向け装置を中心に受注に努めました。売上については、感染症の影響を受けつつも、リモート支援方式での海外子会社による据付作業などにより、受注済案件を着実に納品・売上計上しました。

水晶デバイス装置の受注高は51億54百万円（前年同期比1.0%減）、売上高は58億76百万円（同84.5%増）となりました。

(光学装置)

光学業界では、期初から装置の引き合いが継続する中、顧客の投資需要取り込みに努め、第2四半期後半から受注に至る案件が増加傾向となりました。売上については、感染症や資機材調達環境悪化の影響などにより納品スケジュールが後倒しとなる案件がありました。

光学装置の受注高は35億15百万円（前年同期比56.3%増）、売上高は28億79百万円（同41.0%減）となりました。

(電子部品装置・その他装置)

電子部品業界では、新規市場の開拓を継続的に行うとともに、顧客との共同開発やサンプル成膜依頼に積極的に取り組んだ結果、加飾、医療及びIoT関連分野、並びに大学等研究開発機関からの受注を獲得しました。売上については、感染症の影響が比較的少ない国内納品地が中心であったこともあり、受注済案件を着実に納品・売上計上しました。

電子部品装置・その他装置の受注高は17億35百万円（前年同期比60.4%増）、売上高は12億67百万円（同55.6%増）となりました。

[サービス事業]

サービス事業については、ユーザーに対する定期的な稼働状況確認により、潜在ニーズの掘り起こしに努めるとともに、顧客の生産性向上提案を推進し、装置の改造・修理や消耗品の販売に努めました。デバイスメーカーの好調な工場稼働を背景とした消耗品需要、電子部品の品薄感や価格上昇に対するデバイスメーカーの消耗品や予備品確保の動きなどにより、部品販売は前年比増加しました。

サービス事業の売上高は19億40百万円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益は3億94百万円（同14.8%減）となりました。

セグメント別受注高・売上高の状況

(単位：百万円)

	当 期 受 注 高			当 期 売 上 高		
		構成比	前期比		構成比	前期比
		%	%		%	%
真空技術応用装置事業						
水晶デバイス装置	5,154	41.7	99.0	5,876	49.1	184.5
光学装置	3,515	28.5	156.3	2,879	24.1	59.0
電子部品装置	1,735	14.1	160.4	1,267	10.6	155.6
その他装置	—	—	—	—	—	—
真空技術応用装置事業計	10,405	84.3	121.9	10,023	83.8	112.9
サービス事業						
部品販売	1,128	9.1	108.6	1,128	9.4	108.6
修理・その他	811	6.6	101.3	811	6.8	101.3
サービス事業計	1,940	15.7	105.4	1,940	16.2	105.4
合 計	12,345	100.0	119.0	11,964	100.0	111.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、当社の開発部門を中心に1億94百万円実施しております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

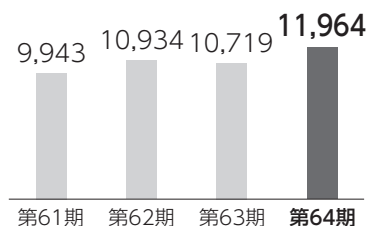
特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

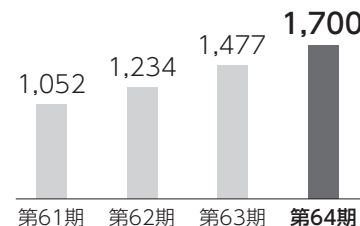
① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第61期 2019年3月期	第62期 2020年3月期	第63期 2021年3月期	第64期 (当期) 2022年3月期
売上高	(百万円)	9,943	10,934	10,719	11,964
経常利益	(百万円)	1,052	1,234	1,477	1,700
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	702	856	1,016	1,240
1株当たり当期純利益	(円)	114.13	139.15	165.11	201.35
総資産額	(百万円)	13,121	15,471	15,312	17,398
純資産額	(百万円)	8,851	9,288	10,007	11,057

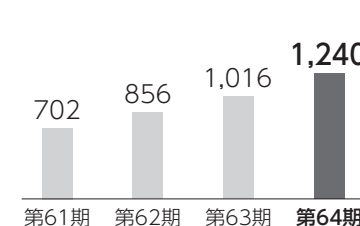
■ 売上高 (百万円)



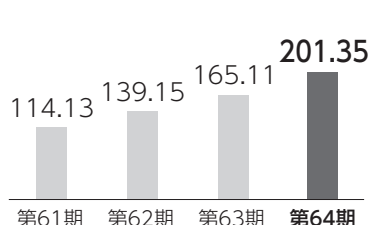
■ 経常利益 (百万円)



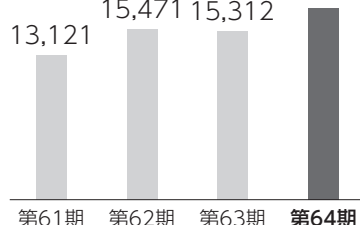
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



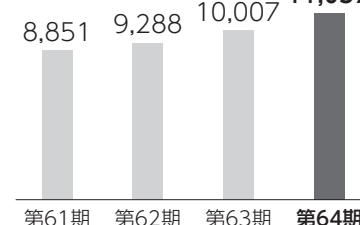
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



■ 純資産額 (百万円)

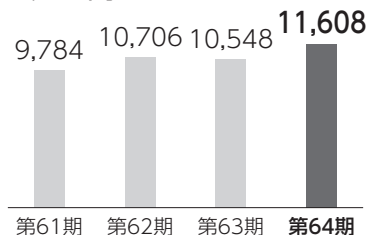


(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

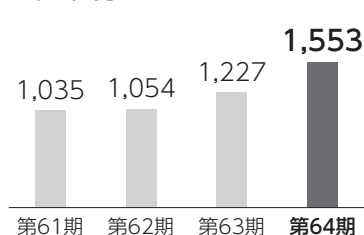
② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第61期 2019年3月期	第62期 2020年3月期	第63期 2021年3月期	第64期 (当期) 2022年3月期
売上高	(百万円)	9,784	10,706	10,548	11,608
経常利益	(百万円)	1,035	1,054	1,227	1,553
当期純利益	(百万円)	724	714	851	1,140
1株当たり当期純利益	(円)	117.65	116.09	138.24	185.26
総資産額	(百万円)	12,701	14,941	14,789	16,438
純資産額	(百万円)	8,726	9,057	9,583	10,385

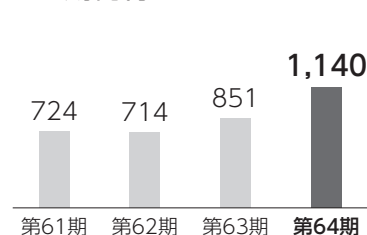
■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



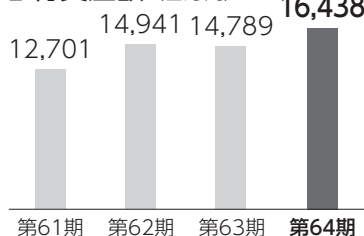
■ 当期純利益 (百万円)



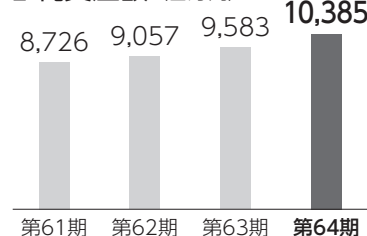
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産額 (百万円)



■ 純資産額 (百万円)



(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
昭和真空機械（上海）有限公司	4,400千米ドル	100%	真空技術応用装置の製造・販売
昭和真空機械貿易（上海）有限公司	400千米ドル	100%	真空技術応用装置の販売・サービス・メンテナンス
株式会社エフ・イー・シー	12,000千円	100%	非接触駆動伝達機構の製造・販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、真空技術をキーテクノロジーとして電子部品用薄膜形成装置を開発・製造し、電子部品・光学部品メーカーに販売しております。

当社グループを取り巻く事業環境をみると、5Gの普及、自動車の電装化や自動運転技術向上、IoT社会の到来、AI技術の進化などによる高度情報化社会の進展により、無線通信やセンサー等に係るデバイス需要の増加が見込まれます。また、ポストコロナ時代においては「新しい生活様式」が創造され、それを実現するためにデジタル技術を用いた新たな製品やサービスが開発され、これらに対応するため、電子デバイスメーカーによる次世代製品開発の動きが継続しています。

このような新しい技術や価値を創造する流れは、当社グループのキーテクノロジーである真空技術の応用範囲拡大につながるものであります。こうした中、当社グループが持続的に成長していくには、蓄積してきた技術力を活かして顧客からの依頼実験やサンプル成膜依頼に誠実かつ実直に対応し、また、顧客との共創を通じた新技術の開発を進めることなどにより、世の中のニーズに積極的に応えていくことが必要であると認識しています。

当社グループは、独自の企業力（顧客の真のニーズをくみ取る力、技術を開発する力、高品質のカスタムメイド装置を創る力）により独自の製品やサービスを提供する取り組みを行い、経営方針である「成長するニッチ市場にフォーカス」、「技術力による差別化と独自性の発揮」を実現し、水晶デバイス市場及び光学部品市場での競争力を高めるとともに、両市場に続く新しい市場の開拓を進めることで業績安定をめざしてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは真空技術応用装置関連製品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する水晶デバイス製造装置、光学部品製造装置、電子部品製造装置等の開発、製造、販売を行っております。

品目	主要製品
水晶デバイス装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、エッチング装置、真空アニール炉、真空圧入装置
光学装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、ALD装置
電子部品その他装置	真空蒸着装置、スパッタリング装置、イオンプレーティング装置、エッチング装置、液晶注入装置、真空排気装置

(6) 企業集団の主要な拠点等

- ① 営業所 : 当社（神奈川県相模原市）
- ② 国内生産拠点 : 当社（神奈川県相模原市）、株式会社エフ・イー・シー（埼玉県狭山市）
- ③ 海外生産拠点 : 昭和真空機械（上海）有限公司
- ④ 海外販売拠点 : 昭和真空機械貿易（上海）有限公司

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
244名	－名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名	2名増	44.3歳	18.2年

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	50,000千円
株式会社横浜銀行	49,908千円
株式会社きらぼし銀行	30,000千円
株式会社山梨中央銀行	20,000千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,800,000株
- ② 発行済株式の総数 6,499,000株
- ③ 株主数 5,063名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社アルバック	1,329,500株	21.35%
小俣 邦正	602,100株	9.67%
有限会社小俣興産	341,440株	5.48%
小俣 佳子	160,000株	2.57%
昭和真空従業員持株会	145,752株	2.34%
株式会社三菱UFJ銀行	145,000株	2.33%
日本生命保険相互会社	115,200株	1.85%
株式会社みずほ銀行	96,000株	1.54%
小俣 みつこ	80,000株	1.28%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	69,800株	1.12%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (270,649株) を控除して計算しております。

2. 当社は「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式69,800株を所有しております。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 俣 邦 正	代表取締役執行役員社長 総括及び内部監査室	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事長 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事長
市 川 正	取締役執行役員常務 生産本部(生産部・資材部・生産管理部)	昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
高 橋 理	取締役執行役員 技術本部(技術部・開発部・品質保証部)	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
久 島 博 美	取締役執行役員 営業本部(営業部・サービス部)	昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
田 中 彰 一	取締役執行役員 管理本部(人事総務部・経理部・経営企画室)	株式会社エフ・イー・シー 取締役 昭和真空機械(上海)有限公司 董事 昭和真空機械貿易(上海)有限公司 董事
山 口 堅 二	取締役	株式会社アルバック 執行役員
山 本 雅 子	取締役	
金 子 奈 津 樹	常勤監査役	株式会社エフ・イー・シー 監査役
佐 久 間 豊	監査役	弁護士
田 本 広 明	監査役	株式会社アルバック 経理部長

- (注) 1. 取締役のうち山口堅二及び取締役山本雅子の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐久間豊及び監査役田本広明の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 2021年6月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、監査役村木由之亮及び監査役清水雅人の両氏は辞任により退任いたしました。
 4. 当社は取締役山本雅子及び監査役佐久間豊の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの経理部長の経験から財務及び会計に関する知見を有しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、取締役会決議に基づき個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任された代表取締役執行役員社長の小俣邦正が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1998年6月26日開催の第40回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役執行役員社長の小俣邦正（総括及び内部監査室担当）が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の役員報酬及び各取締役の役員賞与の個人別の額の配分です。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	183,868	71,868	112,000	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	—	—	2
社外取締役	2,400	2,400	—	—	1
社外監査役	3,000	3,000	—	—	1

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の人員数には2021年6月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役が1名含まれておりません。
 3. 上記には無報酬の取締役及び監査役は含まれておりません。
 4. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益を掲げ、指標の一定割合を役員賞与として毎年一定の時期に支給しております。株主への利益配当の原資となる最終利益の確保が重要であるとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選択しております。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山口堅二氏は、株式会社アルバックの執行役員を兼職しています。また、監査役田本広明氏は、株式会社アルバックの経理部長を兼職しています。なお、当社は株式会社アルバックとの間に製品仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山口 堅 二	2021年6月25日就任以降に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 本 雅 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 久 間 豊	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会9回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田 本 広 明	2021年6月25日就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 また、2021年6月25日就任以降に開催された監査役会5回のうち4回に出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役山口堅二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。また、取締役山本雅子氏は、永年大学教授として培われた学識や豊富な知見や学園理事として組織運営に携わった経験により、経営における重要事項の決定や、業務執行の監督等を適切に行っていただきました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,600千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、昭和真空機械（上海）有限公司、昭和真空機械貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るため「昭和真空グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、役員及び従業員が日常の業務遂行において遵守すべき事項を定める。
- ② 役員及び関連部署の代表者からなるコンプライアンス委員会を設置し、社内教育等を通じて、その周知徹底を図っていくこととする。
- ③ 社長直轄の内部監査室が社内規程の遵守状況、管理システムや事業活動の妥当性・効率性等について内部監査を実施し、具体的な解決策についての助言を行うこととする。
- ④ コンプライアンス違反については、「通報制度規程」を定め、経営企画室内に設置されるリスク・コンプライアンス委員会事務局が窓口となり、公正かつ適正に職務が遂行できるように運営を行うこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる以下の情報（電磁的記録を含むものとする）の保存及び管理は、法令、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に行うこととする。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 経営会議議事録
- ・ 稟議書
- ・ 計算書類
- ・ その他取締役が決定する情報

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していくこととする。また、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備することとする。

- ・ 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
- ・ 役員・従業員の不適切な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- ・ 基幹情報システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
- ・ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するための取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討、決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携確保のための制度の整備・運用、取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行うこととする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告するものとする。
- ② 昭和真空グループに属する会社間の取引は、法令、その他の社会規範に照らし、適正な処置を講ずるものとする。
- ③ 代表取締役、業務執行を担当する取締役及び経営企画室は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備をするよう指導することとする。
- ④ 当社は、「リスク管理規程」を定め子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。

- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のリスク・コンプライアンス委員会事務局に報告する体制とする。
- ⑦ 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、必要に応じて取締役及び監査役が意見交換を行った上で、速やかに配置するものとする。

(7) 当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 当該従業員は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行うこととする。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得るものとする。
- ② 当該従業員が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行うこととする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役に対して法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
- ② 内部監査室は、常勤監査役に対して、内部監査の状況について報告しなければならないものとする。
- ③ 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ④ 常勤監査役は、重要な会議等には出席できるものとする。

- ⑤ 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び従業員等、並びに子会社の取締役及び従業員等に対して報告を求めることができる。
- ⑥ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるものとする。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務監査の策定等を求めることができるものとする。
- ② 監査役会は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有する。
 - ・ 会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議事内容の決定。
 - ・ 会計監査人の選任・解任に関する取締役会の議案の内容の決定。
- ③ 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、事前に監査役が報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役の事前承認を要するものとする。

(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- ① 反社会的勢力による不当要求には、社長以下組織全体として対応すべく、「昭和真空グループ企業倫理行動指針」等の社内規則においてその対応の明文化を図るものとする。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する体制を構築する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

- ④ 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとする。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑦ 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定された内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役執行役員社長の指揮の下、適切な内部統制を整備・運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。以下の具体的な取り組みを行うことを通じて、内部統制システムの実効性を向上させております。

① 重要な会議の開催状況

取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成されております。当事業年度において、取締役会を17回開催し、各議案について十分な審議や取締役の業務執行状況の報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等からなる経営会議を原則月2回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。経営会議では、子会社の定例報告がなされ、子会社の業務の適正の確保に努めております。取締役会、経営会議において継続的に経営上のリスクの識別と分析を実施し、その対応について検討しております。また、必要に応じて諸規程や業務の見直しを実施しております。

② リスク・コンプライアンス管理に関する取り組み

当社は、リスク管理に関する当社規程や体制を整備してリスク管理を行っております。想

定されるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響及び緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応を図っております。

コンプライアンス意識の徹底を図るため、入社時に教育を実施するほか、定期的に教育を実施しております。内部監査室は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目とし、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、防止対策の策定、全社への注意喚起を実施しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しました。

④ 監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席のほか、経営会議その他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務執行の状況を監査しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,389,635	流動負債	5,376,017
現金及び預金	5,065,720	支払手形及び買掛金	1,483,420
受取手形	633,171	電子記録債務	1,797,758
売掛金	3,780,511	短期借入金	49,908
契約資産	94,508	リース債務	10,150
商品及び製品	369	未払費用	215,717
仕掛品	3,426,328	未払法人税等	321,959
原材料及び貯蔵品	235,761	前受金	1,003,682
その他	155,613	賞与引当金	265,040
貸倒引当金	△2,349	役員賞与引当金	113,000
固定資産	4,008,576	製品保証引当金	56,400
有形固定資産	3,381,982	工事損失引当金	22,600
建物及び構築物	1,038,723	その他	36,380
機械装置及び運搬具	177,800	固定負債	965,144
土地	1,970,562	社債	450,000
リース資産	19,132	長期借入金	92,833
建設仮勘定	60,294	リース債務	18,070
その他	115,469	退職給付に係る負債	293,097
無形固定資産	54,176	株式給付引当金	36,402
リース資産	6,642	長期未払金	74,738
その他	47,533	負債合計	6,341,161
投資その他の資産	572,418	純資産の部	
投資有価証券	242,259	株主資本	10,743,397
繰延税金資産	244,885	資本金	2,177,105
その他	85,552	資本剰余金	2,793,805
貸倒引当金	△279	利益剰余金	6,090,772
資産合計	17,398,212	自己株式	△318,284
		その他の包括利益累計額	313,653
		その他有価証券評価差額金	129,283
		為替換算調整勘定	180,832
		退職給付に係る調整累計額	3,536
		純資産合計	11,057,050
		負債純資産合計	17,398,212

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,964,075
売上原価		8,356,731
売上総利益		3,607,344
販売費及び一般管理費		1,936,729
営業利益		1,670,614
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,879	
受取賃貸料	1,950	
補助金収入	7,680	
為替差益	19,227	
消費税差額	38	
その他	5,996	43,772
営業外費用		
支払利息	1,455	
支払保証料	1,567	
売上割引	85	
社債発行費	9,639	
その他	1,185	13,934
経常利益		1,700,452
特別損失		
固定資産除却損	122	122
税金等調整前当期純利益		1,700,330
法人税、住民税及び事業税	508,729	
法人税等調整額	△48,432	460,296
当期純利益		1,240,033
親会社株主に帰属する当期純利益		1,240,033

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,177,105	2,793,805	5,224,439	△318,562	9,876,787
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△373,701		△373,701
親会社株主に帰属する当期純利益			1,240,033		1,240,033
株式給付信託による自己株式の処分				277	277
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	866,332	277	866,610
当期末残高	2,177,105	2,793,805	6,090,772	△318,284	10,743,397

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	94,255	35,941	678	130,874	10,007,662
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△373,701
親会社株主に帰属する当期純利益					1,240,033
株式給付信託による自己株式の処分					277
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	35,027	144,891	2,858	182,778	182,778
連結会計年度中の変動額合計	35,027	144,891	2,858	182,778	1,049,388
当期末残高	129,283	180,832	3,536	313,653	11,057,050

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 (国内) 株式会社エフ・イー・シー
(海外) 昭和真空機械(上海)有限公司
昭和真空機械貿易(上海)有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、昭和真空機械(上海)有限公司及び昭和真空機械貿易(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社については定率法、また、在外連結子会社については定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

機械装置及び運搬具 2年～14年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 製品保証引当金

販売された製品の保証に伴う支出に備えるため、過去の発生実績率に基づいて計上しております。また、個別に保証損失が見込まれる場合には、損失負担見込額を計上しております。

ホ. 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。

ヘ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 真空技術応用装置事業

真空技術応用装置の製造・販売を行う事業であり、製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断されることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、他に転用できない真空技術応用装置の製造であり、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合には、製品に対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によっております。なお、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準を適用しております。

ロ. サービス事業

真空技術応用装置の構成部品・付属品の販売及び修理を行う事業であり、構成部品・付属品の販売については、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識し、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断されることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

また、修理については、その履行により、資産が創出され又は増値し、資産の創出又は増値につれて顧客が当該資産を支配するため、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によっております。なお、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準を適用しております。ただし、契約における取引開始日から修理の完了時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、当該修理の完了時点で収益を認識しております。

⑦ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「収益認識に関する会計基準」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は進捗部分について成果の現実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しておりましたが、これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で充足される履行義務は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務は、進捗度が合理的に見積れる場合は見積総工数に対する発生工数の割合(インプット法)により収益を認識し、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が94百万円増加、売上原価が87百万円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ6百万円増加しております。また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、前連結会計年度の連結計算書類において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	真空技術応用装置事業	サービス事業	合計
水晶デバイス	5,876,104	508,733	6,384,838
光学	2,879,672	633,149	3,512,821
電子部品	1,267,918	616,390	1,884,309
その他	—	182,105	182,105
顧客との契約から生じる収益	10,023,695	1,940,379	11,964,075
外部顧客への売上高	10,023,695	1,940,379	11,964,075

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,455,747千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,413,683千円
契約負債（期首残高）	294,524千円
契約負債（期末残高）	1,003,682千円

契約負債は、主に真空技術応用装置の販売にかかる顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち契約負債の期首残高に含まれていた額は、294,524千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が709,157千円増加した理由は、主に真空技術応用装置の販売にかかる顧客からの前受金の増加によるものです。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価に関する事項

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額			
商品及び製品	369千円		
仕掛品	3,426,328千円	(うち見込生産の仕掛品	1,097,934千円)
原材料及び貯蔵品	235,761千円		
棚卸資産評価損	22,574千円	(うち見込生産の仕掛品	3,358千円)

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。見込生産の仕掛品のうち営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の仕掛品については、一定の回転期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切り下げの方法によって収益性の低下の事実を適切に反映しております。

ロ. 主要な仮定

見込生産の仕掛品の評価について、上記の算出方法における主要な仮定は、受注の実現可能性であり、これは経済環境の変化や顧客ニーズの状況の影響を受けます。経済環境の変化は、新型コロナウイルス感染症の影響を含む市況の急激な変化であります。顧客ニーズの状況は、当社グループの主要取引先であるデバイスメーカの次世代製品開発の動向であります。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定に変動が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2020年11月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度（以下、「本制度」という。）を2020年11月24日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末は96,812百万円、69,800株です。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物及び構築物	17,438千円
	土地	123,149千円
	計	140,588千円

なお、これに対応する担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,504,403千円
--------------------	-------------

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	11,964,075千円
----------------------------	--------------

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式	6,499,000株
-----------------------------------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

・配当金の総額	373,701千円
・1株当たり配当額	60円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）に対する配当金4,200千円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2022年6月24日開催の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	373,701千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	60円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) に対する配当金4,188千円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に真空技術応用装置の製造販売事業を行うために必要な資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。資金運用については、短期的な預金等を中心とし、一時的な余資は、安全性の高い金融商品に限定して運用しており、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、基本的に1年以内の支払期日です。

借入金及び社債は、主に真空技術応用装置の製造販売事業を行うための資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等 (連結貸借対照表計上額5,784千円) 及び組合出資金等 (連結貸借対照表計上額40,545千円) は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、「その他有価証券」に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	195,930	195,930	—
社債	(450,000)	(448,139)	1,860
長期借入金	(92,833)	(99,758)	(6,924)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

イ.時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	195,930	—	—	195,930

ロ.時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	448,139	—	448,139
長期借入金	—	99,758	—	99,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

投資有価証券は、活発な市場で取引されている上場株式であるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,795円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	201円35銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,714,023	流動負債	5,089,802
現金及び預金	3,581,373	支払手形	316,825
受取手形	624,126	買掛金	988,986
売掛金	3,689,407	電子記録債務	1,797,758
契約資産	94,508	リース債務	10,150
原材料	176,674	未払金	2,316
仕掛品	3,403,745	未払費用	195,033
貯蔵品	7,080	未払法人税等	308,335
未収入金	46,349	前受金	999,700
その他	90,757	賞与引当金	247,743
固定資産	4,724,960	役員賞与引当金	112,000
有形固定資産	3,247,167	製品保証引当金	56,400
建物	930,531	工事損失引当金	22,600
構築物	47,809	その他	31,953
機械装置及び運搬具	171,921	固定負債	963,605
工具器具及び備品	110,497	社債	450,000
土地	1,906,980	長期借入金	100,000
リース資産	19,132	リース債務	18,070
建設仮勘定	60,294	退職給付引当金	283,959
無形固定資産	28,254	株式給付引当金	36,402
ソフトウェア	16,171	長期未払金	75,171
リース資産	6,642	負債合計	6,053,407
その他	5,440	純資産の部	
投資その他の資産	1,449,538	株主資本	10,256,292
投資有価証券	59,307	資本金	2,177,105
関係会社株式	355,992	資本剰余金	2,793,805
出資金	2,955	資本準備金	2,553,975
関係会社出資金	565,424	その他資本剰余金	239,830
長期貸付金	115,440	利益剰余金	5,603,667
繰延税金資産	276,300	その他利益剰余金	5,603,667
破産更生債権等	269	別途積立金	309,780
その他	74,119	繰越利益剰余金	5,293,886
貸倒引当金	△269	自己株式	△318,284
資産合計	16,438,984	評価・換算差額等	129,283
		その他有価証券評価差額金	129,283
		純資産合計	10,385,576
		負債純資産合計	16,438,984

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,608,238
売上原価		8,382,650
売上総利益		3,225,588
販売費及び一般管理費		1,710,442
営業利益		1,515,145
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,128	
受取賃貸料	1,950	
受取技術料	6,405	
為替差益	23,669	
消費税差額	38	
その他	13,044	51,236
営業外費用		
支払利息	1,492	
社債発行費	9,639	
支払保証料	1,567	
売上割引	85	
その他	414	13,200
経常利益		1,553,181
特別損失		
固定資産除却損	84	84
税引前当期純利益		1,553,097
法人税、住民税及び事業税	470,496	
法人税等調整額	△58,297	412,199
当期純利益		1,140,897

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	4,526,690	4,836,471	△318,562	9,488,819
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△373,701	△373,701		△373,701
当期純利益						1,140,897	1,140,897		1,140,897
株式給付信託による自己株式の処分								277	277
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	767,196	767,196	277	767,473
当期末残高	2,177,105	2,553,975	239,830	2,793,805	309,780	5,293,886	5,603,667	△318,284	10,256,292

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	94,255	94,255	9,583,075
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△373,701
当期純利益			1,140,897
株式給付信託による自己株式の処分			277
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	35,027	35,027	35,027
事業年度中の変動額合計	35,027	35,027	802,501
当期末残高	129,283	129,283	10,385,576

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 5年～47年

機械及び装置 2年～14年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金
- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ⑤ 製品保証引当金 販売された製品の保証に伴う支出に備えるため、過去の発生実績率に基づいて計上しております。また、個別に保証損失が見込まれる場合には、損失負担見込額を計上しております。
- ⑥ 工事損失引当金 工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。
- ⑦ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 真空技術応用装置事業

真空技術応用装置の製造・販売を行う事業であり、製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断されることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、他に転用できない真空技術応用装置の製造であり、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合には、製品に対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によっております。なお、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準を適用しております。

② サービス事業

真空技術応用装置の構成部品・付属品の販売及び修理を行う事業であり、構成部品・付属品の販売については、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識し、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断されることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

また、修理については、その履行により、資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配するため、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転し履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総工数に対する発生工数の割合（インプット法）によっております。なお、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準を適用しております。ただし、契約における取引開始日から修理の完了時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、当該修理の完了時点で収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「収益認識に関する会計基準」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用してはりましたが、これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で充足される履行義務は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務は、進捗度が合理的に見積れる場合は見積総工数に対する発生工数の割合(インプット法)により収益を認識し、進捗度が合理的に見積れない場合は合理的に見積ることのできる時まで原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当事業年度の売上高が94百万円増加、売上原価が87百万円増加、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ6百万円増加しております。また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価に関する事項

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

原材料	176,674千円	
仕掛品	3,403,745千円	(うち見込生産の仕掛品 1,097,934千円)
貯蔵品	7,080千円	
棚卸資産評価損	19,390千円	(うち見込生産の仕掛品 3,358千円)

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。見込生産の仕掛品のうち営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の仕掛品については、一定の回転期間を超える場合に規則的に帳簿価額を切り下げる方法によって収益性の低下の事実を適切に反映しております。

ロ. 主要な仮定

見込生産の仕掛品の評価について、上記の算出方法における主要な仮定は、受注の実現可能性であり、これは経済環境の変化や顧客ニーズの状況の影響を受けます。経済環境の変化は、新型コロナウイルス感染症の影響を含む市況の急激な変化であります。顧客ニーズの状況は、当社の主要取引先であるデバイスメーカーの次世代製品開発の動向であります。

ハ. 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定に変動が生じた場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2020年11月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度（以下、「本制度」という。）を2020年11月24日より導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末は96,812百万円、69,800株です。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	建物	5,763千円
	土地	60,000千円
	計	65,763千円

なお、これに対応する担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,130,956千円

(3) 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

昭和真空機械貿易（上海）有限公司 49,908千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	38,977千円
長期金銭債権	123,163千円
短期金銭債務	95,399千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	334,006千円
売上原価、販売費及び一般管理費	1,056,926千円
営業取引以外の取引高	14,562千円

(2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 11,608,238千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 340,449株

(注) 当事業年度末の普通株式には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が所有する当社株式69,800株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	103,106千円
退職給付信託設定額	75,470千円
長期未払金	22,966千円
製品保証引当金	17,247千円
賞与引当金	75,760千円
工事損失引当金	6,911千円
棚卸資産評価損	29,888千円
貸倒引当金	83千円
株式給付引当金	11,132千円
その他	33,487千円
繰延税金資産 小計	376,050千円
評価性引当額	△29,526千円
繰延税金資産 合計	346,524千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	56,950千円
前払年金費用	13,274千円
繰延税金負債合計	70,224千円

繰延税金資産の純額 276,300千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					千円		千円
	昭和真空機械(上海)有限公司	直接100%	当社装置の生産 役員の兼任	技術指導料の受取 (注-イ)	6,405	未収入金	8,970
				装置の購入等 (注-ロ)	132,533	買掛金	10,475
				材料の有償支給 (注-ハ)	15,916	未収入金	—
					千円		千円
子会社				装置の購入等 (注-ロ)	619,991	買掛金	39,693
	昭和真空機械貿易(上海)有限公司	直接100%	中国における当社装置のサービス・メンテナンス 役員の兼任	装置の販売等 (注-ホ)	333,539	売掛金	30,004
				債務保証 (注-ニ)	49,908	—	—
				資金の貸付 (注-ヘ)	—	長期貸付金	115,440

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

イ. 技術指導料の受取額については、昭和真空機械(上海)有限公司の製造原価に一定率を乗じて計算しております。

ロ. 装置の購入価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

ハ. 材料の有償支給価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

ニ. 金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

ホ. 装置の販売価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

ヘ. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,686円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	185円26銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆 善
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹 代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭和真空の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭和真空及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社昭和真空
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆 善
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹 代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和真空の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内外子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月3日

株式会社昭和真空 監査役会

常勤監査役 金子 奈津樹 ㊟

監査役
(社外監査役) 佐久間 豊 ㊟

監査役
(社外監査役) 田本 広明 ㊟

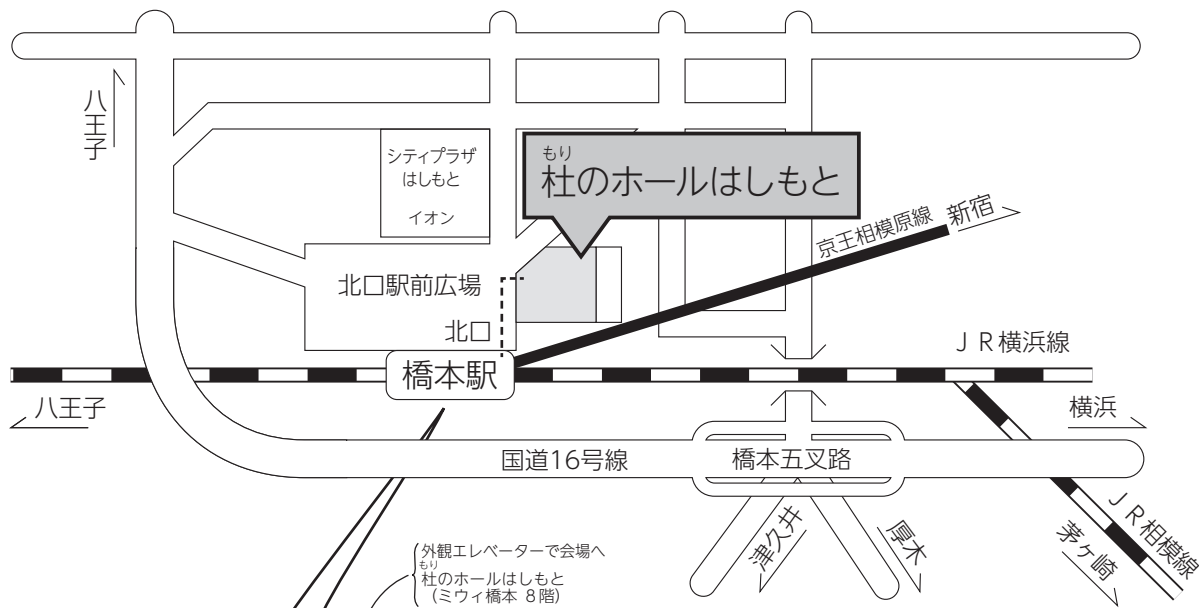
以上

株主総会会場ご案内図

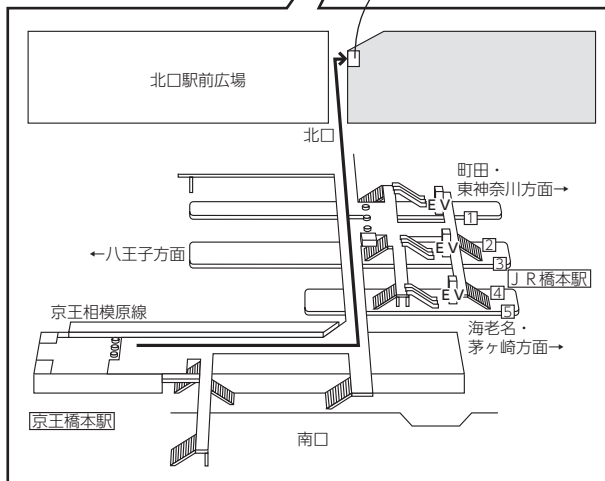
もり

杜のホールはしもと 多目的室 (ミウィ橋本 8階)

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目28番1号 TEL 042-775-3811



（外観エレベーターで会場へ）
もり 杜のホールはしもと
(ミウィ橋本 8階)



交通手段

JR横浜線 } 橋本駅北口より 徒歩 1分
JR相模線 }

京王相模原線 橋本駅より 徒歩 3分

お願い：駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。